

広島県告示第五百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成三十年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
木原こどもクリニック	三原市円一町一丁目一番七号 フジ グラン三原	平成三〇年三月三十一日
川口内科クリニック	東広島市西条中央七丁目一番一七号	平成三〇年四月三〇日
宮河小児科医院	廿日市市本町五番一二号	平成三〇年四月三〇日
医療法人社団弘仁会 清水医院 修道診療所	山県郡安芸太田町大字六二八三四番 地	平成三〇年四月三〇日